

適用事業と届出

労働保険（労災保険および雇用保険）の適用事業

原則	労災保険・雇用保険ともに、労働者を1人でも雇用している事業所は、業種や規模の如何を問わず、適用事業となる。
暫定任意適用事業	例外として、農林水産の事業のうち所定の要件（労働者数が5人未満等）に該当する個人経営の事業の場合、労働保険の適用については任意の選択となる。

主な届出（一元適用事業の場合）

どんなとき	何を	どこへ	いつまでに
適用事業に該当したとき、労働者を雇用する事業を開始したとき	保険関係成立届	所轄労働基準監督署	保険関係成立日の翌日から起算して10日以内
	概算保険料申告書	所轄労働基準監督署、所轄都道府県労働局、金融機関のいずれか	保険関係成立日の翌日から起算して50日以内
	雇用保険適用事業所設置届	所轄ハローワーク	適用事業該当日（労働者を雇用する事業開始日）の翌日から起算して10日以内（*2）
	雇用保険被保険者資格取得届（*1）		
会社の名称、所在地等を変更したとき	労働保険名称・所在地等変更届	所轄労働基準監督署	変更日の翌日から起算して10日以内
	雇用保険事業主事業所各種変更届	所轄ハローワーク	
事業を廃止したとき、雇用する労働者がなくなったとき	確定保険料申告書	所轄労働基準監督署、所轄都道府県労働局、日本銀行のいずれか	事業廃止日の翌日から起算して50日以内
	雇用保険適用事業所廃止届	所轄ハローワーク	事業廃止日の翌日から起算して10日以内
	雇用保険被保険者資格喪失届		

*1：常用・パート・アルバイト等雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上
の雇用見込みがある場合に、原則として被保険者となる。派遣社員は派遣元で被保険者となる。

*2：設置届と同時に届出。その後の資格取得届は、被保険者ごとに、資格取得の事実があった日の翌月10日まで。